

22 文企広第 581-1 号
平成 22 年 9 月 7 日

文京区情報公開制度及び
個人情報保護制度運営審議会
会長 内 山 忠 明 様

文京区長 成 澤 廣 修

平成 22 年度諮問第 1 号

文京区情報公開制度及び個人情報保護制度運営審議会条例第 2 条第 1 項 2 号の規定に基づき、下記のとおり諮問いたします。

記

1 諮問事項

- (1) 介護保険要介護（要支援）認定者に係る給付情報の目的外利用について
- (2) 後期高齢者医療の被保険者に係る給付情報の目的外利用について
- (3) 上記（1）（2）による目的外利用の本人通知の省略について

2 諮問の趣旨

足立区、杉並区で発生した 100 歳以上の高齢者の所在不明問題で、区では、これまで緊急性を理由に介護保険及び後期高齢者医療情報を利用し、所在確認を行ってきました。

こうした所在確認問題は 100 歳以上の高齢者に限らず生じる恐れがあり、区では、今後一定以上の高齢者に同様の所在確認を実施していく方針です。

そのため、敬老金等の配付時に改めて所在確認を行いますが、その際、確認ができない者について、介護保険及び後期高齢者医療の情報を活用して所在確認を行います。

本件業務は、文京区が保有する介護保険業務及び後期高齢者医療業務に係る個人情報を、所在確認を目的として敬老業務に利用するものであり、個人情報の目的外利用に当たります。そこで、高齢者の所在及び安否確認等の観点から、保有する個人情報を本人の同意を得ないで目的外利用すること及び目的外利用をしたことの本人通知の省略について貴審議会のご意見をお伺いします。